

鳥取県議会告示第4号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

改正後	改正前								
<p>(収支報告書の<u>閲覧等</u>)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付は、次に掲げる方法（鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。</p> <p>(1) <u>複写機により用紙に複写したものの交付</u></p> <p>(2) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク、光ディスク（CD-R又はDVD-R）又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付</u></p> <p>(3) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信</u></p> <p>9 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。</p>	<p>(収支報告書の<u>閲覧</u>)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>写しの作成に要する費用 用紙1枚につき10円（用紙の両面を使用する場合は、用紙1枚につき20円）</u></p> <p>(2) <u>写しの送付に要する費用 送付に要する実費の額</u></p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">写しの作成に要する費用</td> <td style="text-align: center;">用紙に複写したもの</td> <td style="text-align: center;">1枚につき10円（用紙の両面を使用する場合は、用紙1枚につき20円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電磁的記録を複写したフレキシブルディスク</td> <td style="text-align: center;">1枚につき20円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	金 額	写しの作成に要する費用	用紙に複写したもの	1枚につき10円（用紙の両面を使用する場合は、用紙1枚につき20円）	電磁的記録を複写したフレキシブルディスク	1枚につき20円
	区 分	金 額							
写しの作成に要する費用	用紙に複写したもの	1枚につき10円（用紙の両面を使用する場合は、用紙1枚につき20円）							
	電磁的記録を複写したフレキシブルディスク	1枚につき20円							

電磁的記録を複写した光ディスク（CD-R）	1枚につき 30円
電磁的記録を複写した光ディスク（DVD-R）	1枚につき 50円
電磁的記録を複写した光磁気ディスク（MO）	1枚につき 200円
写しその他の物品の送付に要する費用	送付に要する実費の額

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。